

# 情報

お 願 い    お 知 ら せ    募 集

お 問 い 合 わ せ は

役 場 ☎388-1111 中 央 公 民 館 ☎388-3231  
FAX387-5816 (町体育協会事務局)  
福祉健康センター ☎388-7171 教育文化課 学校教育担当 ☎388-3926  
福 祉 会 館 ☎387-1121 松 枝 公 民 館 ☎387-0156  
児 童 館 ☎388-0811 総 合 会 館 ☎387-8432  
子育て支援センター ☎387-0561 歴 史 未 来 館 ☎388-0161  
ふ ら っ と 笠 松 ☎388-2355

お知らせ

## 子育て世帯臨時特例給付金

子ども課

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して給付するものです。

児童手当・特例給付現況届の裏面が申請書(請求書)になっていますので期限内に申請してください。

なお、所得制限限度額以上の方、申請期限を過ぎた方には支給されませんのでご注意ください。

【該 当 者】6月分の児童手当受給者

【支 給 額】子ども1人につき3,000円

【申請期限】11月4日(水)

【提 出 先】6月1日～30日：役場子ども課・福祉健康センター・総合会館

7月1日～11月4日：役場子ども課

【持 ち 物】・印鑑(スタンプ印不可)

・子育て世帯臨時特例給付金申請書(児童手当・特例給付現況届)

※児童手当振込口座以外への振込を希望される方は、本人確認資料、振込先金融機関口座確認書類(通帳、キャッシュカードのコピー)が必要となります。

※公務員の方は所属長から児童手当の受給証明を受けた後、速やかに申請してください。

【問 合 先】子ども課



お知らせ

## 児童手当の現況届

子ども課

児童手当を引き続き受給できる要件かを確認するため、毎年6月に「現況届」を提出していただく必要があります。

なお、この現況届を提出されないと、6月分以降の手当の支給が停止しますのでご注意ください。

【提出期限】6月30日(火)

【提 出 先】役場子ども課・福祉健康センター・総合会館

【持 ち 物】・印鑑(スタンプ印不可)

・現況届(郵送されたもの)

・受給者の健康保健証の写し

(国民年金加入者は不要)

※今年笠松町に転入された方は「平成27年度所得課税証明書」を平成27年1月1日にお住まいの住所地で取り寄せてください。

※対象児童が町外に居住するときは、その児童の世帯全員の住民票を添付してください。

【注意事項】公務員の方の児童手当の手続きは、勤務先へお問い合わせください。

【問 合 先】子ども課

お知らせ

## 使用済み食用油の回収

環境経済課

ご家庭で使用済みの食用油の回収をボランティア団体のご協力で実施しますので、ご利用ください。

【日 時】6月16日(火)

午前9時30分～11時30分

【場 所】中央公民館、松枝公民館、下羽栗会館

※新聞紙、雑誌、牛乳パック、ダンボール、アルミ缶、古着(布)も同時に回収します。

【問 合 先】環境経済課

## 特別養護老人ホーム銀の郷へようこそ

社会福祉法人 徳雲会  
地域密着型  
小規模特別養護老人ホーム

**銀の郷**

岐阜県羽島郡笠松町美笠通3丁目8-1  
TEL058-388-2150

入居者様募集中!

## ごみの処理は(株)野々村商店に!!

## 株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業  
(笠松町許可)

産業廃棄物収集運搬処理業

岐阜市則松2丁目157番地

TEL 058-239-9921

瑞穂市野田新田3977-1

TEL 058-327-4030